

神奈川県総合リハビリテーションセンター

指定管理者申請要項

平成 27 年 5 月

神奈川県

目 次

	ページ
1 施設の概要	1
2 申請資格	4
3 申請の手続	5
4 申請のための書類	6
5 選定方法等	8
6 指定管理業務開始までのスケジュール(予定)	10
7 選定過程等の公表について	11
8 指定期間(予定)	11
9 指定管理者が行う業務	11
10 管理に要する経費	13
11 管理の基準	15
12 県と指定管理者のリスク分担	18
13 協定の締結	19
14 事業実施状況のモニタリング(監視)等	20
15 指定の取消し等	21
16 その他の事項	22
17 申請関係様式	23
18 参考資料等	24
19 問い合わせ先	24

神奈川県では、神奈川県総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」といいます。）を昭和48年に開設し、福祉と医療の連携による総合的かつ一貫したリハビリテーションの実施を図っているところです。

リハセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県総合リハビリテーションセンター条例（平成16年神奈川県条例第52号。以下「条例」といいます。）第4条の規定に基づき、県が指定した指定管理者が本施設の管理に関する業務を実施していますが、指定期間の満了に伴い改めて指定を行うため、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団から申請を受け付けることとしました。

1 施設の概要

(1) 名称

神奈川県総合リハビリテーションセンター

(2) 所在地

厚木市七沢 516 番地の 1

(3) リハセンターの設置目的

心身障害者等の社会復帰を積極的かつ効果的に推進するため、福祉と医療の連携により、入所及び入院している者等に最も適した診断、治療及び機能回復訓練のほか、職業準備訓練、生活支援等を積極的に行うとともに、併せてこれらに関する研究を行い、総合的かつ一貫したリハビリテーションを実施するため

(4) 各施設の業務

種別	名称	業務内容
福祉型障害児入所施設	七沢学園	児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設として、入所障害児の保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	七沢療育園	児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設として、入所障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。
障害者支援施設	七沢学園	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設として、障害者（七沢学園：知的障害者、七沢更生ライトホーム：肢体不自由者及び視覚障害者）につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う。
	七沢更生ライトホーム	

病院	神奈川リハビリテーション病院	1 障害者及び脳血管疾患その他の疾患の患者の診療及び看護を行う業務
	七沢リハビリテーション病院脳血管センター	2 障害者及び脳血管疾患その他の疾患の患者の機能回復のためのリハビリテーション医療を行う業務 3 脳血管疾患の予防のための入院精査を行う業務 4 健康相談及び保健衛生指導を行う業務 5 知事が認める医療に関する検査を受託する業務 6 医学に関する調査及び研究を行う業務 7 医師の研修を行う業務

(5) リハセンターの再整備

リハセンターについては、病院機能の分化・連携や地域生活への移行が進む中で、県立施設として高次脳機能障害に対する高度なリハビリテーション医療、重度・重複障害を伴う脳血管疾患、合併症を抱える障害者に対する医療など、より高度な役割が求められるようになったことから、民間では対応が困難な医療・福祉サービスの提供に機能を重点化することとしました。

施設の整備工事については、新福祉棟が平成28年3月竣工、同年6月オープン、新病院棟が平成29年8月竣工、同年12月オープンの予定です。

ア 福祉施設

【平成28年4月】

棟名	施設名	区分	定員
居住棟	七沢学園	福祉型障害児入所施設	30
		障害者支援施設	60
		計	90
身障棟	七沢更生ライトホーム	障害者支援施設	70
既存新館	七沢療育園	医療型障害児入所施設・療養介護	40
合計			200

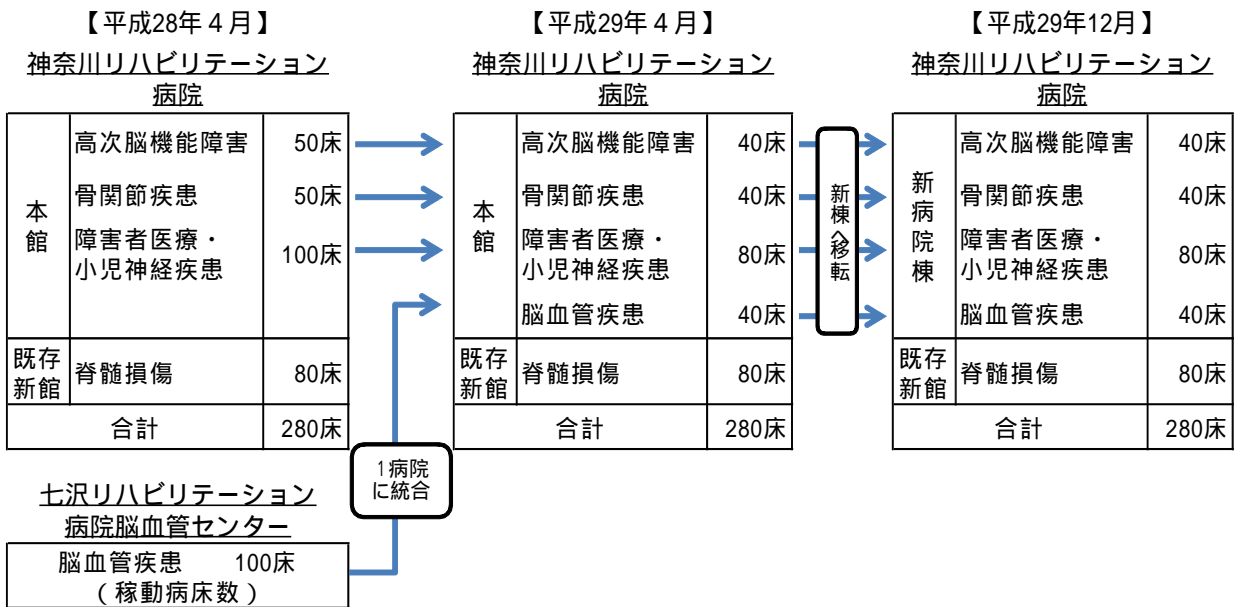
【平成28年6月】

棟名	施設名	区分	定員
新福祉棟	旧七沢学園	福祉型障害児入所施設	30
		障害者支援施設	30
		計	60
既存新館	旧七沢更生ライトホーム	障害者支援施設	50
	旧七沢療育園	医療型障害児入所施設・療養介護	40
合計			150



(注) 七沢療育園の定員は病床数

イ 病院



(6) 県施策との関連性

ア 県では、超高齢社会を乗り越えるため「ヘルスケア・ニューフロンティア」を推進し、国家戦略特区など3つの特区を活用して、最先端医療産業、健康・未病産業及びロボット産業の創出に取り組んでいます。このうち「さがみロボット産業特区」において、リハセンターで生活支援ロボットの実証実験をおこなっています。

また、将来的には、リハセンターにおけるリハビリ医療と再生医療の連携も期待されるなど、リハセンターは、今後、一層、県が進める最先端の医療機器・医療技術の開発等の施策へ寄与することが望めます。

イ 県では、県所管の福祉型障害児入所施設における加齢児（児童福祉法年齢である18歳を超えた入所者）を平成29年度末までに年齢に応じたサービスへ移行させる、いわゆる加齢児解消に向けた取組みを進めており、この取組みに対する協力が求められます。

(7) 各施設の規模等（現況）

ア 敷地面積等 ()内は建物の延床面積

(ア) 神奈川リハビリテーション病院エリア

138,888.68 m² (69,762.61 m²)

(イ) 七沢リハビリテーション病院脳血管センターエリア

50,296.53 m² (24,537.53 m²)

イ 建物概要

詳細は参考資料2「施設・設備一覧表」のとおり

(ア) 神奈川リハビリテーション病院エリア

建物名称	構造等	建築年月
神奈川リハ病院本館	SRC 地上 9 階地下 1 階	昭和 48 年 4 月
神奈川リハ病院新館	SRC 地上 5 階地下 1 階	平成 10 年 1 月
七沢学園居住棟	RC 地上 4 階	昭和 48 年 5 月
身障棟	SRC 地上 7 階地下 1 階	昭和 48 年 5 月
屋内訓練棟	RC 地上 1 階	昭和 48 年 5 月
社会訓練自立実習棟	鉄骨造地上 1 階	昭和 62 年 2 月
こども園	RC 地上 1 階	昭和 48 年 5 月

その他、倉庫等

(イ) 七沢リハビリテーション病院脳血管センターエリア

建物名称	構造等	建築年月
七沢リハビリテーション病院脳血管センター本館	RC 地上 5 階地下 1 階	昭和 41 年 9 月
七沢リハビリテーション病院脳血管センター新館	SRC 地上 6 階地下 1 階	昭和 59 年 7 月

その他、浄化槽機械室等

(ウ) 職員宿舎 「ア 敷地面積」に記載の延床面積には含まない。

建物名称	構造等	建築年月
七沢アパート	RC 地上 5 階	昭和 48 年 3 月
七沢病院もえぎ寮	鉄骨造地上 8 階	平成 7 年 12 月

(8) 再整備後の施設規模（延床面積）

- ア 新病院棟 19,466 m²
SRC 地上 5 階地下 1 階
- イ 新福祉棟 7,356 m²
RC 地上 3 階

2 申請資格

- (1) 神奈川県内に事務所を有している社会福祉法人であること。
- (2) 次の事項に該当していないこと。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されて

いる

- イ 神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札に関して指名停止を受けている
- ウ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている
- エ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない
- オ 県から公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない
- カ 県の指定管理者の募集において虚偽申請により選定対象外（以下「選外」といいます。）となった法人
- キ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団
- ク 同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人

3 申請の手続

(1) 申請書類の提出

ア 受付期間：平成27年5月29日（金）から平成27年7月13日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

イ 受付場所

(ア) 持参される場合の受付窓口

県庁分庁舎2階 保健福祉局保健医療部県立病院課調整グループで受け付けます。

受付時間は、平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までです。

(イ) 郵送又は信書便による場合の送付先

〒231 - 8588 神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課調整グループあて
受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

封書の表に赤字で「神奈川県総合リハビリテーションセンター指定管理者申請書在中」、裏に団体又は代表団体の住所、名称、担当者名及び電話番号を必ず記載してください。

なお、書留、簡易書留によらない事故等については、一切考慮しません。

(2) 質問の受付

申請にあたっての質問は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：平成27年6月2日（火）午前8時30分から
平成27年6月29日（月）午後5時15分まで

イ 受付方法：質問を記載した文書（様式は任意です。）を郵送、ファクシミリ又はフォームメールで受け付けます。これ以外の方法による質問は受け付けません。

(ア) 郵送又は信書便による場合の送付先

〒231 - 8588 神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課調整グループあて
受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

- (イ) ファクシミリの送付先
ファクシミリ番号 (045)210-8860
- (ウ) フォームメールの送付先
県のホームページ「神奈川県総合リハビリテーションセンターの指定管理者の申請について」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532518>)にあるフォームメールをご利用ください。
- ウ 回答方法：原則として全ての質問事項に対する回答を、平成 27 年 6 月 9 日(火)から順次、神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課(以下「県立病院課」といいます。)のホームページに掲載しますので、必ず確認してください。
- (3) 申請にあたっての費用負担
申請にあたっての費用は、申請する法人等の負担とします。

4 申請のための書類

- (1) 申請書類
 - ア 様式指定の書類
副本は写しを提出してください。
 - (ア) 申請書(様式 1)
 - (イ) 事業計画書(様式 2)
事業計画書は、指定管理者による施設の運営方針等を県民に明らかにするため、指定の告示後速やかに、県のホームページに掲載し公表します。
 - (ウ) 人員配置計画書(様式 3)
 - (エ) 収支計画書及び積算内訳書(様式 4)
 - (オ) 委託予定業務一覧表(様式 5)
 - (カ) 申請資格がある旨の誓約書(様式 6)
 - (キ) 役員等氏名一覧表(様式 7)
 - (ク) 重大な事故又は不祥事に関する報告書(様式 8)
 - イ 法人等に関する書類
正本、副本とも既存の資料の写しを提出してください。
 - (ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (イ) 諸規程類
組織、財務、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理に関する規程
 - (ウ) 概要(組織・事業の概要、役員等)を記載した書類
 - (エ) 27 年度の事業計画書、収支予算書
 - (オ) 26 年度の事業実績書
 - (カ) 直近の 3 事業年度分の決算書等(平成 24 年度～平成 26 年度分)
貸借対照表、財産目録、収支計算書、監査報告書等
 - (キ) 指定管理者の申請に関する意思の決定を証する書類

理事会議事録の写し、決裁書類の写し等（代表者による原本証明を行ってください。）

ウ 官公庁が発行する書類

3か月以内に発行された原本に限ります。副本はその写しを提出してください。

(ア) 法人登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書

(イ) 次の税目に係る直近3年度の納税証明書（滞納していないことの証明書）

法人県民税・法人事業税、消費税及び地方消費税

エ 必要に応じて添付する書類

(ア) 法人等の自主事業として行う業務がある場合

- ・ 自主事業の実施計画及び収支計画

(2) 申請書類の提出部数

正本1部 副本9部

(3) 留意事項

ア 申請書類の追加・内容の変更

受付期間終了後は、申請書類の追加、提出された申請書類の内容の変更ができません。

ただし、県が申請内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。

ウ 著作権の帰属等

申請書類の著作権は、申請法人等に帰属します。

ただし、県は、申請書類を無償で使用できるものとします。

また、指定管理者の指定後、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例に基づき、指定管理者として指定した法人の申請書類を公開します。

エ 事業計画書の公表

事業計画書については、指定管理者に指定された場合、個人に関する情報等を除き、次の注意書きを付したうえで、県のホームページに掲載します。

この事業計画書は、指定管理者の選定過程の透明性を確保し、また、県民の方々等に施設の運営方針等をご理解いただくために公表しているものです。

事業計画書の著作権は、著作権法にもとづき指定管理者に帰属しており、著作権法上認められた場合を除き、指定管理者に無断で複製・転用することはできません。

オ 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意です。）を提出してください。

カ 申請書類の使用言語

申請書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

キ 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は選外とし、指定管理者候補として選定しません。

5 選定方法等

指定管理者は、申請法人等から提出された申請書類等について、次の選定基準に基づき外部評価委員会による評価を行ったうえで、県の行政改革推進本部で候補を選定し、最終的に県議会の議決を経て知事が指定します。

(1) 選定基準

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの視点から、条例及び神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則で規定する「指定の基準」を満たしているか評価します。

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類の該当箇所
サービスの向上 (配点50点)	(1)指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	施設の役割の理解及び運営方針	・県立施設としての総合リハビリテーションセンターの役割の理解	5	条例第6条第1号 条例第6条第3号 規則第8条第3号 規則第8条第4号	・事業計画書1
		県施策との一体性や県施策への寄与	・県が今後推進していくリハビリ医療等との連携や、最先端の医療機器の開発等の施策への寄与			・事業計画書1
	(2)施設の維持管理	施設・設備・備品等の維持管理能力	・適切な維持管理の実施方法 ・再整備を踏まえた維持管理体制・計画	5	条例第6条第3号	・事業計画書2 ・諸規程類
	(3)利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	質の高い利用者サービスの確保	・現行のサービス水準の確保	5	条例第6条第1号 条例第6条第3号 条例第6条第4号 規則第8条第1号 規則第8条第3号 規則第8条第4号	・事業計画書3(1) ・人員配置計画書
		再整備を踏まえた利用者サービスの確保	・再整備における円滑な施設移転 ・定員・病床削減による退所者等への適切な対応	5		・事業計画書3(2) ・人員配置計画書
		利用者サービスの向上	・利用者の特性やニーズに応じた取組みによる利用者サービスの向上	5		・事業計画書3(3) ・人員配置計画書
		利用促進のための取組み	・施設の設置目的と合致した利用促進を図る取組みの実施	5		・事業計画書3(4)
		効果的・効率的な業務執行	・職員配置や業務委託における効果的・効率的な取組みの実施	5		・事業計画書3(5) ・人員配置計画書 ・委託予定業務一覧表
		利用者満足度等の施設運営への反映	・利用者の意見や苦情への適切な対応や、施設運営への反映方法	5		・事業計画書3(6)
	(4)事故防止等安全管理	日常時の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組み	5		・事業計画書4(1) ・諸規程類
		緊急時の対応	・防災体制、施設内事故発生時の対応方法 ・県立病院として災害時等の救護活動が可能な体制			・事業計画書4(2)
	(5)地域と連携した魅力ある施設づくり	ボランティアの受入れ・地域交流等の実施	・ボランティアの受入れの考え方や事業実施への生かし方	5		・事業計画書5(1)
		地域経済への配慮	・業務を委託する場合に、県内事業者への委託を優先する等の取組み			・事業計画書5(2) ・委託予定業務一覧表

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類の該当箇所
(管理経費の節減等) (配点30点)	(6)適切な積算 (1)		人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	条例第6条第3号 条例第6条第5号	・収支計画書及び積算内訳書 ・事業計画書
	(7)節減努力等 (2)		・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出 $\frac{\text{積算価格}(\ast) - \text{申請者の提案額}}{\text{積算価格}} \times \text{調整係数}(100/20) \times 25$ * 県が想定する指定期間内の指定管理料の総額	25		・収支計画書及び積算内訳書 ・事業計画書7
団体の業務遂行能力 (配点20点)	(8)人的な能力、執行体制	職員確保及び執行体制	・責任者及び指導的立場にある職員配置の考え方 ・再整備後の施設の機能及び規模を踏まえた職員配置の考え方 ・委託業務の執行確認、指導体制	5	条例第6条第4号 規則第8条第1号	・事業計画書8 ・人員配置計画書 ・委託予定業務一覧表
	(9)財政的な能力	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	条例第6条第5号	・収支計画書及び積算内訳書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・事業実績書 ・決算諸表
	(10)コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	コンプライアンス、事故・不祥事への対応	・指定管理業務を実施するために必要な法人の倫理の確立と諸規程の整備状況 ・法令遵守の徹底に向けた取組みの状況 ・申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	条例第6条第3号	・事業計画書10(1) ・諸規程類 ・重大な事故又は不祥事に関する報告書
		個人情報の保護	・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制 ・個人情報の取扱い状況			・事業計画書10(2)
	環境への配慮、障害者雇用の促進、社会貢献等の活動等	・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・法人の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用等についての考え方と実績 ・社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績			・事業計画書10(3)(4)(5) ・人員配置計画書 ・諸規程類	
(11)これまでの実績	これまでの管理運営状況	・第一期指定管理期間(平成18年度～平成27年度)までの管理実績の状況	5	条例第6条第6号 規則第8条第2号	・事業計画書11	

1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価します。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

(2) 選定手続

ア 資格審査及び申請内容の確認等

申請書類の受理後、県立病院課において資格審査を行います。

また、申請内容について、県立病院課から確認又は照会を行う場合があります。

イ 評価委員会による評価

(ア) 実施日時：平成27年7月28日(火)

(イ) 実施場所：厚木市内（予定）

(ウ) 実施方法：

書類及び面接により評価します。面接評価は公開とし、申請法人の担当者（出席可能人数は、制限することがあります。）が事業計画書の内容等について説明を行ったうえで、評価委員が質疑を行います。

面接評価は、申請法人が特にアピールしたい点及び申請書類の内容を確認するために実施するものですので、申請書類に記載のない新しい提案等はできません。

なお、評価を決定する場合等公開に支障がある場合は、委員会に諮ったうえで非公開とします。

ウ 行政改革推進本部における選定

評価委員会の評価結果を踏まえ、県の行政改革推進本部で指定管理者候補を選定します。行政改革推進本部は、行政内部の会議ですので、申請法人は出席できません。

(3) 選定結果の通知・公表

指定管理者候補の選定結果は、平成 27 年 9 月上旬に申請法人に通知します。

また、県のホームページで結果を公表します。

(4) 留意事項

ア 指定管理者候補の選定について

申請法人の評価点が最低基準点（60 点）に満たない等、県が求めるサービス水準等を確保できないと見込まれる場合は、指定管理者候補として選定しません。

イ 不正行為の禁止

外部評価委員会委員に対し、不正な接触又は接触を求めた事実が認められた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合は、選外とします。

6 指定管理業務開始までのスケジュール（予定）

指定管理者の申請期間	平成 27 年 5 月 29 日(金)から平成 27 年 7 月 13 日(月)まで
質問事項の受付期間	平成 27 年 6 月 2 日(火)から平成 27 年 6 月 29 日(月)まで
評価委員会（面接評価）の開催	平成 27 年 7 月 28 日（火）
行政改革推進本部の開催	平成 27 年 8 月頃
県議会における議決	平成 27 年 10 月頃
指定管理者の指定の告示（県公報）	平成 27 年 11 月頃
基本協定の締結	平成 27 年 12 月以降
年度協定の締結	平成 28 年 3 月頃
指定管理者による管理の開始	平成 28 年 4 月 1 日

7 選定過程等の公表について

本施設の指定管理者の選定過程等については、透明性・公平性の確保の観点から次の内容を県のホームページ（記者発表を行う場合もあります。）等で公表します。

- 指定管理者候補選定後 …… 提案概要、評価委員会における申請法人の採点結果、指定管理者候補名及び選定理由等
- 県公報による指定管理者告示後 …… 指定された法人の事業計画書

8 指定期間（予定）

平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで（10 年間）

なお、指定期間は、県議会の議決後、知事が指定した日に確定するものとします。

9 指定管理者が行う業務

指定管理者は、以下の業務を、参考資料 4 「神奈川県総合リハビリテーションセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」（以下「業務基準」といいます。）に従い、行うこととします。

(1) 施設の維持管理に関する業務

- ア 保守点検に関する業務
- イ 清掃及び植栽管理に関する業務
- ウ 警備に関する業務
- エ 消耗品等の調達等の業務 等

(2) 施設の運営に関する業務

ア 福祉型障害児入所施設

入所障害児の保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う業務

イ 医療型障害児入所施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務

ウ 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務

エ 病院

(ア) 障害者及び脳血管疾患その他の疾患の患者の診療及び看護を行う業務

診療科目

神奈川リハビリテーション病院

内科、精神科、神経内科、小児科、小児神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科

七沢リハビリテーション病院脳血管センター

内科、呼吸器内科、循環器内科、精神科、神経内科、リウマチ科、整形外科、脳神経外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科

- (イ) 障害者及び脳血管疾患その他の疾患の患者の機能回復のためのリハビリテーション医療を行う業務
- (ウ) 脳血管疾患の予防のための入院精査を行う業務
- (エ) 健康相談及び保健衛生指導を行う業務
- (オ) 知事が認める医療に関する検査（以下「検査」という。）を受託する業務
- (カ) 医学に関する調査及び研究を行う業務
- (キ) 医師の研修を行う業務

オ その他

- (ア) 研究に関する業務

病院の臨床部門と連携し、リハビリテーション工学に関する研究及び障害医学に関する研究を行う業務

- (イ) 地域支援センターに関する業務

県リハビリテーション支援センターとして、地域で障害者等の支援を実施する人材の育成や地域での関係機関の連携を図る取組みを行う業務

カ 利用料金及び手数料等の徴収に関する業務

リハセンターの利用料金は、条例に定める額とし、指定管理者の収入とします。

なお、手数料の徴収業務については、条例に定められた指定管理業務に含まれません。地方自治法施行令第158条の規定に基づき、県と手数料徴収業務委託契約を締結していただきます。収納事務の経費は指定管理料の積算に含めてください。

- (3) 利用の促進に関する業務

ア 利用率等の調査統計に関する事務、県への報告・モニタリング対応

- (ア) 各施設の利用状況などの調査統計に関する業務

- (イ) 県が指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するためのモニタリングへの対応

- (ウ) リハセンターのこれまでの利用実績（参考資料7）を参考として、各年度ごとの数値目標を設定し、提案してください。なお、この数値目標は、「14 実施状況のモニタリング（監視）等」における指定管理者制度モニタリング会議の資料としても使用する予定です。

- (4) 業務の第三者への委託

指定管理者は、業務の一部を委託することは可能ですが、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。

業務の一部について、第三者への委託を予定している場合は、様式5「委託予定業務一覧表」を作成し、申請時に提出してください。

「委託予定業務一覧表」に記載された業務のうち、県の承認を必要とする業務については、事前に承認を受けてください。

なお、委託先の選定にあたっては、県内中小企業者の受注機会の確保・拡大を図ってください。

また、「11 管理の基準」(11)に規定する実績報告書の提出に合わせて、業務委託実績報告書を提出してください。

(5) 留意事項

ア 指定管理者名の表示

指定管理業務を行う際は、本施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット・ホームページ等に指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例) 神奈川県が設置した神奈川県総合リハビリテーションセンターは、指定管理者であるが管理・運営を行っています。 連絡先 指定管理者 電話 神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課 電話 (045)210-4807
--

イ 行政財産の使用許可に基づく業務

自動販売機等の設置に伴う行政財産の使用許可に関する業務は県が行います。

ウ 職員宿舎

医師や看護師等の職員の雇用の確保と、災害時等の緊急時における対応要員を確保するための施設です。県と普通財産貸付契約を締結していただきます。契約の締結にあたって生じる費用は申請法人の負担とします。

10 管理に要する経費

(1) 指定管理業務に係る経費

指定管理料の算出にあたっては、業務基準(参考資料4)に基づき、人件費(法定福利費、退職給与引当金等)、事務費(消耗品費、通信運搬費、旅費、事務機器リース料、備品購入費等)、管理費(施設等保守管理費、修繕費(「12 県と指定管理者のリスク分担」参照)、光熱水費等)及び負担金等必要な経費を計上し、提案してください。

本施設では、利用料金制を採用していますので、指定管理業務に要する総経費から、利用料金収入として見込まれる額を差し引いた額を、指定管理料として提案してください。

県が積算した指定管理料の金額は次のとおりです。10年間の総額(消費税及び地方消費税を含む金額)を超える提案については、選外とします。また、各年度とも県が積算した年額(消費税及び地方消費税を含む金額)を上限とします。

総額：27,263,820千円(消費税及び地方消費税を含む金額)

年額

28年度：3,686,973千円(消費税及び地方消費税を含む金額)

29年度～31年度：2,907,645千円(消費税及び地方消費税を含む金額)

32年度～37年度：2,475,652千円(消費税及び地方消費税を含む金額)

参考(総額)：25,329,241千円(消費税及び地方消費税抜きの金額)

項目「節減努力等」は、提案された指定管理料の各年度の合計額(10年間の総額)により評価します。

過去3年間の収支決算状況は、参考資料を参照してください。

なお、指定管理料については、次の点に留意してください。

指定管理者候補の選定は、プロポーザル方式により行い、提案された指定管理料の高低だけでなく、事業計画の内容等を総合的に評価します。

県が提示する指定管理業務の基準を上回る提案も可能です。

指定管理業務以外に自主事業を提案する場合は、申請法人(指定管理者)の財源と責任において行ってください。

県は、提案された指定管理料を基に債務負担行為を設定しますが、指定管理料は、提案された金額に基づき予算調整を行い、県議会における予算の議決を経て、年度協定において確定しますので、提案額が必ずしも保証されるものではありません。

指定管理料の額と支払い方法は年度協定書で定めます。

(2) 指定管理料の変更等

ア 2年目以降の指定管理料

提案された金額に基づき毎年6月末までに提出される翌年度の収支計画に基づいて予算調整を行い、予算の議決を経た後に年度協定書で定めます。

なお、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更又は法令・制度改正、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により、必要に応じて、指定管理料の額を変更します。

イ 指定管理料の増減による精算

指定管理業務を、県が示した要求水準を満たしながら実施する中で、利用料金収入の増や人件費等経費の節減等、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、県は、原則として精算による返還は求めません。

また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額についても、県は、原則として補填は行いません。

ウ 指定管理料の返還等

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務が履行されていないことが確認された場合には、県は履行されなかった部分に相当する指定管理料を支払わず、又は支払った指定管理料の返還を求めます。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者が行う他の業務とは別の口座で管理してください。別に口座を開設することができない場合は、指定管理業務と他の業務と混同しないように管理してください。

また、会計処理について、指定管理者としての業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理とを区分して整理してください。

11 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基準により指定管理業務を行ってください。

(1) 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法
- イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- オ 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例
- カ 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則
- キ 施設設備の維持管理に関する法規
 - ・ 建築基準法（建築設備の定期点検等）
 - ・ 電気事業法（技術基準の維持等）
 - ・ 消防法（消防計画の提出等）
- ク 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法規
- ケ その他の関係法令

(2) 行政手続条例の適用

施設の利用承認等の手続にあたり、指定管理者が行政庁となって神奈川県行政手続条例が直接適用される条項については、指定管理者は当該条項を遵守することとし、同条例が直接適用されない第 4 章「行政指導」については、指定管理者は、その趣旨に則り同条例に準じた取扱いをしてください。

また、不利益処分をする場合の事前手続にあたり、指定管理者に直接適用されない神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則については、指定管理者は、その趣旨に則り同規則に準じた取扱いをしてください。

(3) 神奈川県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第 11 条第 2 項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は、神奈川県警察本部に照会し、必要に応じて、排除措置（利用の承認をしないこと又は利用の承認を取り消すこと）を講じてください。

(4) 文書の管理・保存

指定管理者は、神奈川県行政文書管理規程及び同運用通知に基づいて、別途、文書の管理に関する規程等を定め、業務の実施に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存してください。

指定管理者が作成・受領した文書等は、指定期間終了後又は指定取消し後に、県の指示に従って引き渡してください。

ただし、法令等の規定により、指定管理者に保存が義務付けられている文書等は除きます。

(5) 守秘義務

指定管理者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはなりません。

また、業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うにあたり業務上知り得た内容を他の第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければなりません。

なお、指定期間終了後又は指定取消し後も同様とします。

(6) 個人情報の保護

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めてください。

また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理の確保を図るため、指定管理者は、別途、個人情報の取扱いに関する規程等を定め、公表してください。

(7) 情報システムの管理

情報システム等を用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等、情報漏えい等の事故防止対策を確実に行ってください。

(8) 情報公開

指定管理者は、神奈川県情報公開条例に基づき、管理している文書の公開に努めてください。

また、文書の公開を行うにあたっては、別途、情報の公開に関する規程等を定め、この規程等により行ってください。

(9) 環境への配慮

ア 指定管理者は、神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画（以下「排出抑制計画」といいます。）に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、知事部局が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）に基づいて行う定期報告等の業務に必要な事務を行ってください。

（主な取組み）

(ア) 排出抑制計画に沿って、温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組みを推進すること。

(イ) 知事部局が省エネ法等に基づき定期報告等の業務を行うために必要なエネルギーの使用状況、エネルギーを消費する設備やその改善等に関する状況を報告すること。

イ 指定管理者は、県の環境マネジメントシステム（ISO14001の規格の要求事項に基づきます。）に沿って、環境に配慮した指定管理業務の実施に努めてください。

（主な取組み）

(ア) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適性処理を図ること。

(イ) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取り組みを推進すること。

(ウ) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

(エ) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(10) 日報・月報の作成及び報告

指定管理者は、業務の実施にあたって、業務日報を作成して実施状況を把握するとともに、業務日報に基づき月例業務報告書を作成し、県に報告してください。また、業務の実施状況のモニタリングにあたり、県が求めた場合には年度途中における収支状況も報告してください。

(11) 実績報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度（4月1日から3月31日まで）終了後、速やかに業務総括書（参考資料8）を県に提出してください。

また、毎会計年度終了後、5月末日までに、基本協定書に基づき、実績報告書等（管理業務の実績を記載した実績報告書、財務書類及びその他県が必要と認める書類）を提出してください。

(12) 事業計画書等の提出

指定管理者は、2年目以降の業務を行うにあたって、前年度の6月下旬までに次年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を作成して県に提出し、協議してください。

(13) 実績報告書及び事業計画等の公表

県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等をそれぞれのホームページに掲載し、県民への周知に努めることとします。

(14) 保険の付保

管理業務の実施にあたり、指定管理者には施設賠償責任保険、施設災害補償保険等を付保してください。

<参考> 現在加入している保険の内容及び保険料は次のとおりです。

ア 福祉施設 平成26年度保険料 464,840円

身体	1名につき	100,000千円
	1事故につき	1,000,000千円
	総保険金額	1,000,000千円
財物	1事故につき	10,000千円
	総保険金額	10,000千円

イ 病院 平成26年度保険料 13,363,155円

（内訳）神奈川リハビリテーション病院 9,162,240円

七沢リハビリテーション病院脳血管センター 4,200,915円

医師	身体	1事故につき	100,000千円
		総保険金額	300,000千円
医療施設	身体	1名につき	150,000千円
		1事故につき	3,000,000千円
	財物	1事故につき	30,000千円
	免責		1千円

(15)医療事故への対応

医療事故（インシデントを含む。）が発生した場合、指定管理者は、救済を第一に行うとともに、直ちに県に連絡し必要な指示に従ってください。

医療事故に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。

また、県が定める「神奈川県県立病院医療事故公表基準」及び「県立病院医療事故公表手続取扱要領」により、県への報告及び公表を行ってください。

12 県と指定管理者のリスク分担

指定管理業務の実施に伴う損害賠償や不可抗力時の負担等、県と指定管理者のリスク分担は、次表のとおりとします。

ただし、表に定める事項で疑義がある場合又は表に定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定管理者	県
物価・金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担（不可抗力に起因する場合を除く）		
指定管理料の支払遅延	県からの指定管理料の支払遅延により発生した損害・損失や費用等の負担（指定管理者の責めに帰すことができない場合）		
不可抗力（注1）	不可抗力により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）		
制度等変更（注2）	法令改正や制度改正等により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）		
	法令改正や制度改正等により発生した費用等の減少による余剰・利益の返還（合理性が認められる範囲）		
施設・物品の経年劣化、損傷、滅失等	経年劣化によるもの、第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（消費税を除く価額が10万円未満の修繕や備品購入等）		
	経年劣化によるもの、第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（上欄以外のもの）		
第三者への損害	管理業務の実施において、第三者に損害が生じた場合の負担（情報漏えい等、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた場合）		

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定管理者	県
保険の付保	医療事故賠償責任保険、施設賠償責任保険		
	火災保険 等		
書類の誤り	業務基準等、県が作成する書類の誤りによるもの		
	事業計画書等、指定管理者が作成する書類の誤りによるもの		

(注1)「不可抗力」とは、天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)並びに県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力には含まないものとする。

(注2)診療報酬や障害福祉サービス等報酬の利用料金の軽微な単価改定等については、原則として「制度変更等」として取り扱わないものとし、これらを理由とする指定管理費の増減は、原則として行わない。

13 協定の締結

指定管理者は、指定後に県と協議し、業務の実施に関する包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結したうえで、業務を実施します。

(1) 基本協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

(協定の目的、会計年度、管理施設・管理物品、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、事業計画・人員配置計画・収支計画の提出 等)

イ 業務の実施に関する事項

(業務の一部を第三者に委託する場合の取扱い、事故・災害への対応、文書の管理・保存、個人情報の保護、情報公開の対応、環境への配慮、利用承認に関する基準、不利益処分の手続 等)

ウ 指定管理料等に関する事項

(債務負担行為の上限額、利用料金の取扱い、指定管理料等の支払方法、指定管理料等の精算、口座の管理と経理の区分 等)

エ 業務の実施に伴うリスク分担

(物価変動・金利変動、指定管理料等の支払遅延、不可抗力の発生、制度等の変更及び管理施設・管理物品の修繕等により発生した費用の負担、第三者への賠償 等)

オ 業務の報告及び監督に関する事項

(業務日報の作成、月例業務報告書の提出、年度途中における収支状況の報告、実績報告書等の提出、利用者満足度調査の実施、利用者からの苦情・意見等の取扱い、県による検査・監督及び指定の取消し 等)

カ その他

(再指定等により指定管理者が替わる場合の業務の引継ぎや原状回復等の取扱い、自主事業の取扱い、グループが指定管理者に指定された場合の対応 等)

(2) 年度協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

(協定の目的、協定の期間、協定の変更 等)

イ 業務の実施に関する事項

(事業計画、利用者アンケートの実施方法 等)

ウ 指定管理料等に関する事項

(指定管理料の金額、指定管理料の支払方法 等)

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、基本協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消します。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ 申請資格を喪失したとき、又は申請資格を有さないことが判明したとき。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

14 事業実施状況のモニタリング（監視）等

(1) 県によるモニタリングの実施

ア モニタリングの方法

県は、本施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、業務の実施状況をモニタリングします。

モニタリングは、業務基準（参考資料4）に基づき、指定管理者から提出される月例業務報告書、実績報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により行います。

なお、本施設の利用促進状況を把握するため、指定管理者が収支計画書を積算するために根拠とした想定利用者数等を、モニタリングにおける目標利用者数等として設定します。

利用者満足度調査は、次の方法により行ってください。

- ・ 簡易アンケート
施設の窓口で常時アンケート用紙を備える等、簡便な方法で随時実施する。
- ・ 詳細アンケート
アンケート用紙を利用者に配付又は送付して回収・分析する等、詳細な内容で定期的実施する。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告してください。

イ 指定管理者制度モニタリング会議の開催

県は、外部有識者で構成する指定管理者制度モニタリング会議を公開で開催し、県が行ったモニタリングについて意見を聴取しています。この会議の資料や議事録は県ホームページで公表します。

(2) 県の監査委員による監査

県の監査委員等が県の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

15 指定の取消し等

(1) 指定の取消し事由等

県は、指定の基準を満たさなくなると認めるとき、管理の基準を遵守しないときあるいは管理を継続することが適当でないと認めるとき等、次のような場合には、条例の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ア 県の改善指示にかかわらず業務の改善が行われない場合

県が指定管理者の業務の実施状況についてモニタリングを行った結果、業務の内容が要求水準を満たしていないと判断した場合、県は期日を定めて指定管理者に業務の適正な履行や改善等の必要な措置をとることを勧告することができます。

この期日までに業務の改善等が行われていないと判断した場合には、県は期日を定めて指定管理者に業務の改善を指示します。

これらを経ても、なお業務の改善等が行われていないと判断した場合には、県は神奈川県行政手続条例第3章（不利益処分）の規定に基づく聴聞等の手続きを経たうえで、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

イ 指定管理者からの申出による場合

指定管理者は、条例で定める指定の基準を満たさなくなった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告してください。

この場合、指定管理者は、指定の取消し又は期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止を県に申し出ることができます。

県は、当該申出があった場合は、状況を調査のうえ、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ウ 不可抗力の発生等による場合

県は、不可抗力の発生や制度等の変更により、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合には、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

エ 指定管理者として継続する資格を満たさなくなったと認められる場合

(ア) 神奈川県内に事務所を有しなくなった場合

(イ) 社会福祉法人ではなくなった場合

- (ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続開始の申立てがあった場合
 - (エ) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がある場合
 - (オ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団に該当することが判明した場合
 - (カ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合
- オ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合
- (2) 指定が取り消された場合等の賠償
- 指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止により、損害・損失や増加費用（以下「損害等」といいます。）が県に生じた場合、指定管理者は県に損害等を賠償しなければなりません。
- ただし、県は指定管理者に損害等が生じても賠償しません。
- その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

16 その他の事項

- (1) 事故、災害等への対応
- 大規模な災害等が発生した又は発生するおそれがある場合には、神奈川県地域防災計画に基づき、県の要請に応じて、救護班を派遣し救護活動を行うほか、災害対応について、県又は厚木市等から要請があった場合には、県又は厚木市等に協力してください。
- (2) 業務の引き継ぎについて
- 指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力してください。
- なお、引き継ぎにあたって生じる費用は、各指定管理者の負担とします。
- (3) 利用料金について
- 利用料金は、利用の日に施設を管理している指定管理者の収入とします。
- したがって、指定管理者が交代した場合、交代前に利用者が利用料金を前納していれば、交代前の指定管理者は、前納された利用料金を次期指定管理者に引き継ぐこととなります。
- (4) ネーミングライツパートナー制度 について
- 県では、厳しい財政状況のもと、より一層のサービス向上を図るため、ネーミングライツパートナー制度を導入しています。
- 本施設でも、今回募集している指定期間中に同制度を導入し、愛称が付される可能性があります。導入した場合には、県は指定管理者と協議したうえで、県又はネーミングライツパートナーの負担により、看板、パンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更や改修工事等を行うことがあります。

パンフレット等の作成をお願いする場合は、県は事前に指定管理者と協議し、当該業務の費用負担等については合理性の認められる範囲で県が負担することとし、指定管理料で調整します。

ネーミングライツパートナー制度とは、契約により施設等に「愛称」として団体名・商品名等を付与させる代わりに、命名権者(ネーミングライツパートナー)から対価を得るものです。

(5) 指定管理者の役員の交代

神奈川県暴力団排除条例第 11 条第 1 項の規定により、同条例に定める暴力団又は暴力団経営支配法人等には公の施設の管理を行わせてはならないとされています。

申請法人(指定管理者)に役員交代があった場合は、そのつど、役員等氏名一覧表のほか、法人登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書を県に提出してください。

県は提出された書類により、暴力団又は暴力団経営支配法人等に該当しないか警察本部に照会します。

17 申請関係様式

(様式 1) 申請書(条例施行規則第 1 号様式)

(様式 2) 事業計画書

(様式 3) 人員配置計画書

(様式 4) 収支計画書及び積算内訳書

(様式 5) 委託予定業務一覧表

(様式 6) 申請資格がある旨の誓約書

(様式 7) 役員等氏名一覧表

本様式により得た個人情報、法人等が、神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に定める暴力団又は同条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないか、神奈川県警察本部へ照会するために用います。申請の際には、その旨について役員から同意を得てください。

(様式 8) 重大な事故又は不祥事に関する報告書

重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去 3 年間に、申請する団体又は申請する団体の役員若しくは職員の行為により生じた次のものを指します。

- ・ 重大な事故(「神奈川県指名停止等措置要領」第 2 条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの)
- ・ 不祥事(「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し処分を受けたもの)

なお、対象となる応募団体の役員又は職員は次の場合に限定し、契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みません。

- ・ これまで指定管理業務を実施したことがない団体等では、当該団体の役員又は県内の事業所の職員
- ・ すでに指定管理業務を行っている団体等では、当該団体の役員又は指定管理業務に従事する職員

18 参考資料等

- (参考資料1) 施設平面図
- (参考資料2) 施設・設備一覧表
- (参考資料3) 貸付物品一覧表
- (参考資料4) 神奈川県総合リハビリテーションセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準
- (参考資料5) 各年度想定収支・積算内訳
- (参考資料6) 過去3年間の収支決算状況、利用料金内訳
- (参考資料7) 過去3年間の施設利用実績
- (参考資料8) 業務総括書様式

19 問い合わせ先

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

担当局部課グループ名 神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課調整グループ

電話番号 (045)210-4807

ファクシミリ番号 (045)210-8860

フォームメールによる問合せ先

<https://cgi.pref.kanagawa.jp/ques/questionnaire.php?openid=1268465398>

担当者名 米村